

各位

会 社 名 サカタインクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高丸 博次
(コード番号 4633 東証第一部・大証第一部)
問い合わせ先 広報・IR 室長 渚野昌弘
 (TEL 03-5689-6601)

当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 130 期定時株主総会（以下「第 130 期定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご買収防衛策に関する定款一部変更の件及び買収防衛策導入の件に関する議案をご承認いただいたことにより、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました（その後、いわゆる株券電子化に伴って、平成 21 年 5 月 11 日付で一部修正を行っております。）。)

旧プランの有効期間は、平成 23 年 6 月に開催予定の当社第 133 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終了の時までとなっております。

当社は、旧プランの導入後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、本日開催の当社取締役会において、字句・表現の変更等、旧プランの内容を一部変更の上（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件として、本プランを継続することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

本定時株主総会において、本プランの継続についてご承認いただいた場合の本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

なお、本プランについては、社外監査役を含む当社監査役 5 名全員から、本プランの運用が適切に行われることを条件に、本プランの内容に賛同する旨の意見が表明されております。

また、平成 23 年 3 月 31 日現在の当社大株主の状況は、別紙 1 のとおりであります。現時点において、当社は、当社株券等の大量買付行為に関する提案は一切受けておりません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に取り締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

1 当社の企業価値の源泉について

当社は、明治29年に新聞インキの製造・販売を目的とする個人商店阪田インキ製造所を創業したことに始まり、現在は新聞インキに加え各種印刷用インキ及び印刷用材料の製造・販売、さらに情報関連分野へと事業を拡大しております。

そして、当社はこのような事業展開の中で、ビジュアル・コミュニケーション・テクノロジーの創造をビジネステーマに、人々の暮らしを快適にする情報文化の創造を存在意義として、独自の開発力、技術力、及び生産・販売力を基礎にデジタル化著しい印刷情報産業の発展に貢献してまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉を、

- ①長年培ってきたナノテクノロジーを応用した独自の開発力・技術力
- ②顧客への迅速かつ適切な対応を実現する顧客密着型の生産・販売体制
- ③優秀な人材の確保・育成
- ④仕入先・顧客をはじめとするステークホルダーとの信頼関係
- ⑤グループ各社を含めた環境マネジメントシステムを構築するなど、環境に配慮した事業

活動の推進

⑥サカティンクスグループとしてワールドワイドに事業展開するためのグローバルネットワーク

であると考えております。

2 企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成 22 年 3 月期を初年度とする 3 ヶ年の新中期経営計画「Sigma(シグマ)2011」を策定し、その実現に取り組んでおります。その基本戦略課題ですが、まず「既存事業の収益基盤の強化」として、環境に配慮した製商品の供給及び拡販並びに各事業部門との連携強化による製商品の早期開発、次に「新規事業の事業基盤の発展」として、新規製品の拡販、研究開発部門の強化並びに新事業及び新ビジネスモデルの構築を掲げております。新中期経営計画の詳細につきましては、平成 21 年 11 月 16 日付で公表いたしました「新中期経営計画策定に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社は、上記の課題を一つずつ着実に実行していくことが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

3 コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を目指し、次の取組みを行っております。まず、企業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するべく、取締役の責任の明確化を図り、株主の皆様への信任を問う機会を増やすことを目的とし、取締役の任期を 1 年としております。さらに、監査機能の強化のため、現在、当社の監査役は 5 名、うち 3 名が社外監査役となっており、各監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の精査を通じて取締役の意思決定状況や職務執行の適正性を監査しています。

当社は、このようなコーポレート・ガバナンスの強化は、企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プラン継続の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に沿って継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するべく、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する株券等の大量買付けを抑止するためには、当社株券等に対する大量買付けが行

われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは当社株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、当社株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とする仕組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資すると考え、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に照らして不適切な者によって株券等の大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することといたしました。

2 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注 1）の特定株式保有者等（注 2）の議決権割合（注 3）を 20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様へ適切に判断していただくために必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書（下記 3（1）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記 3（1）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（独立委員会の詳細については下記 3（3）「独立委員会の勧告」をご参照下さい。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの概要については、別紙 2 をご参照下さい。

注 1：株券等

金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

注 2：特定株式保有者等

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）

又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

注 3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数から、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数を除いた株式の議決権数とします。

3 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役に対して、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後 10 営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

当社取締役会は、必要に応じて独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)「当社取締役会における大量買付行為の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求し

た前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、意向表明書が提出された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。また、当社取締役会は、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大量買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記（3）「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は 60 日間、その他の買付けの場合は 90 日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、当社取締役会又は株主総会において対抗措置発動の是非が決定された後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、その旨を開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長 30 日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において開示するものとします。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については別紙 3 のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は 3 名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。また、当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含みます。）の中から選任されるものとします。本プラン継続後の独立委員候補者及びその略歴等については別紙 4 をご参照下さい。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社

取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めたうえで、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合のみに限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供、並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、下記①乃至⑥のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、

企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる
目的で大量買付行為を行っている場合

- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥ 大量買付者による支配権の取得により、株主の皆様、企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損されることに加え、更に株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるなど、当社の企業価値だけでなく、株主の皆様の共同の利益を著しく害する場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総

会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙5のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止もしくは撤回することができるものとします。

5 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの継続が承認された場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとし、本プランの再継続については、当該定時株主総会において株主の皆様の意思を確認することとします。株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとし、以後も同様とします。株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本プランは3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終了の時をもって失効します。

もっとも、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様にも不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プラン

ンを修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱ「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

また、本プランは、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

イ 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、第 130 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を旧プランの発効の条件と

し、また、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、旧プランの導入及び本プランの継続には株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

また、上記Ⅲ5「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、上記Ⅲ4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとされており、対抗措置の発動に関しても株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断、及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ3(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、上記Ⅲ4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ね

られ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ5「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

1 本プランの継続が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

2 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることは

なく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態になることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙 5 の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていた必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要がありますのでご留意下さい。

(2) 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以 上

別紙 1

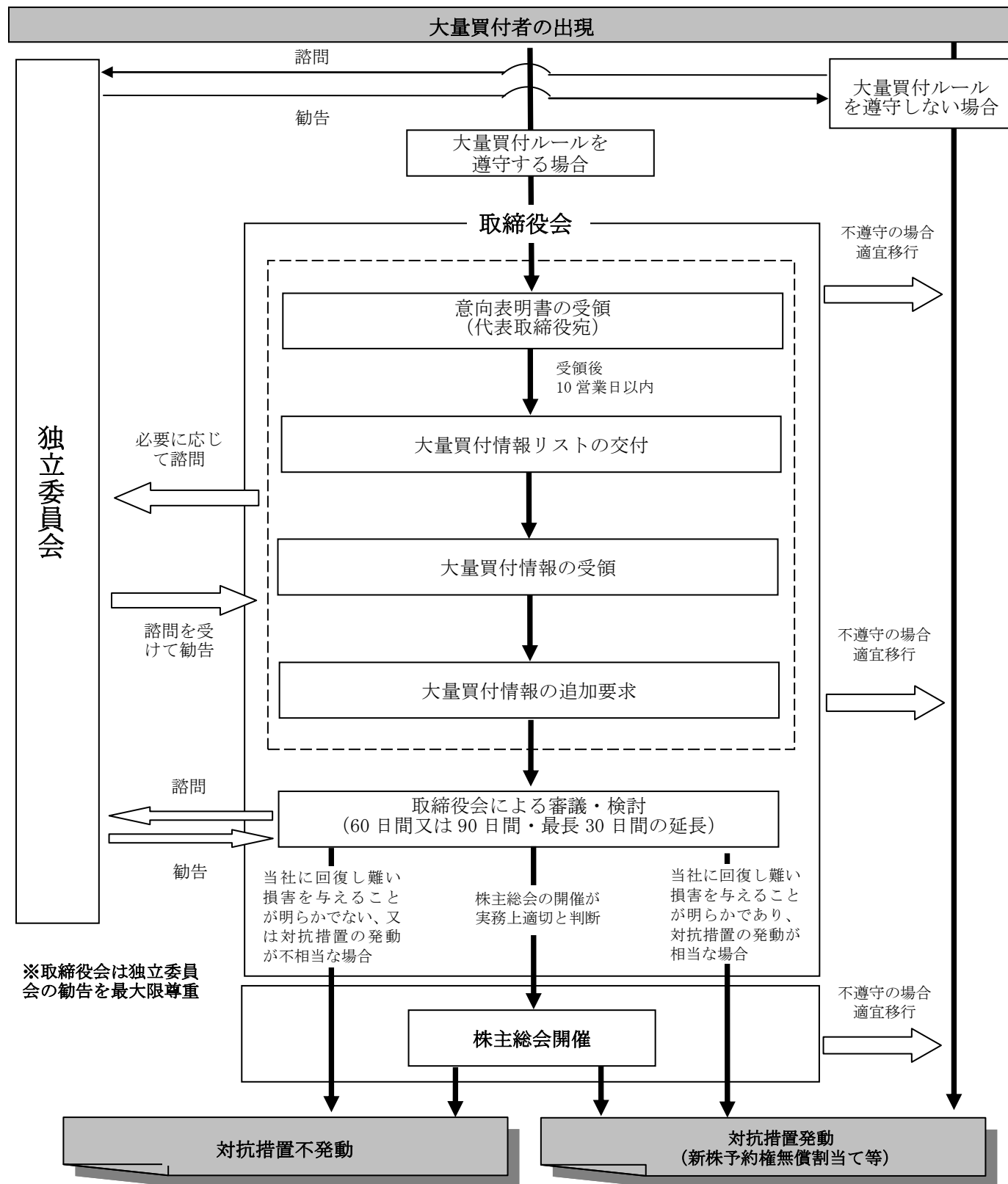
平成 23 年 3 月 31 日現在の当社大株主の状況

株 主 名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
東洋インキ製造株式会社 (注 1)	10,536	16.83
有限会社神戸物産	3,580	5.72
住友生命保険相互会社	3,510	5.61
神戸 道雄	3,101	4.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,925	4.67
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 0 9 3	2,800	4.47
サカタインクス株式会社	2,082	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,082	3.33
サカタインクス社員持株会	1,567	2.50
株式会社りそな銀行	1,563	2.50

(注 1) 東洋インキ製造株式会社は、平成 23 年 4 月 1 日をもって東洋インキ
S C ホールディングス株式会社に商号変更しております。

(注 2) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

本プランの概要



独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。また、当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含む。）の中から選任される。

3. 独立委員の任期

(1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。

(2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 独立委員会の招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各独立委員が招集する。

5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6. 独立委員会の権限事項

(1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。

① 本プランにおける対抗措置の発動の是非

② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回

③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断

④ 対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲

⑤ 本検討期間の延長の可否

⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更

⑦ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

別紙 4

独立委員会委員の氏名及び略歴

岩崎雅己（いわさき まさみ） 昭和34年7月12日生

昭和62年10月 司法試験合格

平成 2年 4月 大阪弁護士会登録（現任）

平成 7年 4月 岩崎雅己法律事務所開設（現任）

（注1）岩崎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

中川克己（なかがわ かつみ） 昭和24年10月4日生

昭和48年10月 司法試験合格

昭和51年 4月 大阪弁護士会登録（現任）

昭和51年 4月 竹林法律事務所（現 竹林・畑・中川・福島法律事務所）入所

平成 5年 1月 同法律事務所パートナー（現任）

平成14年 4月 日本弁護士連合会理事、大阪弁護士会副会長

平成19年 6月 当社補欠社外監査役選任

平成20年 6月 当社社外監査役（現任）

（注1）中川氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）中川氏は、現在当社の社外監査役であり、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めにに基づき独立役員として届け出ております。

勝木保美（かつき やすみ） 昭和22年11月29日生

昭和48年10月 公認会計士第2次試験合格

監査法人 朝日会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入所

平成 7年 8月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員

平成13年 5月 同監査法人 専務理事 大阪事務所長

平成18年 5月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）本部理事

平成22年 6月 同監査法人 定年退職

平成22年 7月 勝木公認会計士事務所 開設（現任）

平成23年 6月 当社社外監査役（予定）

（注1）勝木氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）勝木氏は、当社社外監査役に就任することを条件に、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めにに基づき当社独立役員に就任する予定であります。

以 上

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上